

○足立区パラスポーツ推進協議会条例

令和5年10月23日条例第63号

足立区パラスポーツ推進協議会条例を公布する。

足立区パラスポーツ推進協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、足立区におけるパラスポーツの推進について審議又は調査をするため、足立区パラスポーツ推進協議会を設置し、スポーツを通じた共生社会を実現することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、区長の附属機関として、足立区パラスポーツ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 協議会は、区長の諮問に応じ、次の事項について審議又は調査をし、答申する。

- (1) パラスポーツアクションプラン（パラスポーツの推進に係る行動計画をいう。次号において同じ。）の策定に関すること。
- (2) パラスポーツアクションプランに係る事業の実践及び進捗管理に必要な事項に関すること。
- (3) その他パラスポーツに関すること。

(組織)

第4条 協議会は、区長が委嘱又は任命する委員30名以内をもって組織する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年とし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 協議会は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

5 協議会の公開の方法及び手続その他の事項は、別に定める。

(部会)

第8条 協議会は、審議又は調査を効率的にするために必要があるときは、部会を設置することができる。

(意見の聴取)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第10条 協議会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)